

平成27年4月6日

水銀に関する水俣条約の追加的措置の施行に向けた  
水銀血圧計・水銀体温計の廃棄処理方法の整備に関するお願い

水銀やその化合物から健康や環境を保護するために、2013年10月の外交会議で「水銀に関する水俣条約」が採択され、現在、世界各国で条約発効に向けた準備が進められております。

本条約の発効に伴い、2020年以降、水銀含有製品の製造ならびに輸出・輸入が原則禁止される見込みです。水銀血圧計・水銀体温計は、現在も多くの医療機関や健診センター、看護学校、家庭などで用いられていることから、「水銀に関する水俣条約」の発効による混乱が危惧されています。

そこで下記の点について、ご検討のうえ、是非とも要望にお応えいただけますよう、お願い申し上げます。

- 1 国は、医療機関や看護学校等が水銀血圧計・水銀体温計などの水銀廃棄物を適正に廃棄処理するための費用補助をお願いしたい。
- 2 国は、一部の地域で実施している「水銀血圧計・水銀体温計の回収促進事業」を全国への拡大をお願いしたい。